

令和4年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会（四日市市障害者福祉センター）
健康福祉部障害福祉課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和5年1月19日

【社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>管理運営規程の適正な整備について【合規性の視点】</p> <p>指定管理者が行う障害者福祉センターの管理運営について定める「四日市市障害者福祉センター管理運営規程」において、引用条項や開館時間の記載など、改正されないままとなっている条文が見受けられた。現状にあわせた適切な形に改正すること。</p>	<p>【措置済】 令和5年3月16日</p> <p>令和5年3月16日の理事会において、運営規程の引用条項と開館時間について修正案を提案し、承認を得て改正を行った。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（3）施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク</p> <p>小口現金を取り扱う際においては、適切かつ速やかに小口現金出納表に記載を行い、適切な現金の管理に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和4年12月22日</p> <p>小口現金の取り扱いについては、現金を出納した場合は必ずその日のうちに精算するように徹底した。併せて取り扱いごとの現金保有残高の確認を行っている。法人内の所属の長が集まる会議で周知した。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① コロナ禍における施設の活用のための取り組みについて【住民福祉向上の視点】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の利用者数の減少がみられる状況において、言語訓練の一部や障害者福祉講座をオンラインで行うなど、コロナ禍においても利用者が活用できるような取り組みを実施している。事業の性質上難しい部分もあるかとは思われるが、今後もICTの活用などに積極的に取り組み、障害者が活用しやすい事業や環境づくりに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和5年5月15日</p> <p>感染リスク回避のため集団や社会参加が難しい方が、孤立や生活の質が低下することを防ぐため、インターネットによる情報収集やコミュニケーションを目的としたインターネット教室を開催するため、事前に体験教室を実施した上で、教室実施に向けて準備し、令和5年5月から教室をスタートした。</p>

<p>② 指定管理業務の適切な実施について【有効性の視点】</p> <p>指定管理施設である障害者福祉センターの所長が、同じ部屋にある四日市市障害者自立生活支援センター「かがやき」（指定管理者である四日市市社会福祉協議会の施設）の所長を兼ねている。実際に業務を行うにあたっては、その業務が指定管理に含まれるか指定管理外であるかの区分を適切に行って業務にあたること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月13日</p> <p>障害者福祉センターと四日市市障害者自立生活支援センターかがやきの業務内容の違いは明確であり、両者が連携しながらそれぞれの役割を果たし利用者を支えている。所長は兼務であるためどちらの立場にもなり得るが、それゆえ強い連携体制がとれる要因にもなっている。連携する場合には、その業務が指定管理に含まれるかどうかの区分を適切に行って業務にあたることを、法人内業務ヒアリングの場で改めて確認した。</p>
<p>③ 他部局との連携について【有効性の視点】</p> <p>施設を利用する障害児については、市のこども未来部や教育委員会とも連携を図り、利用者の要望に応えられるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月27日</p> <p>障害児を対象とした事業の実施に関しては、周知等において教育委員会と連携を図っている。また障害児の療育に関する研修会に参加するなど、支援スキルの向上を図るとともに、利用者アンケートによりニーズ把握を行い、利用者の要望に応えられるよう努めている。</p>
<p>④ 利用者の意見の把握について【住民福祉向上の視点】</p> <p>アンケートなどにより把握した利用者の意見等については、しっかりと受け止めつつ、所管課と密接な連携を図りながら課題の解決に努め、利用者のサービス向上につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 3月30日</p> <p>毎年行う利用者アンケートや、連絡会において利用者の意見聴取を行った。寄せられた意見に関しては所管課と共有し、対応について検討した。意見として出されたインターネットに関する教室の実施について、令和5年5月から教室として開始した。</p>
<p>⑤ 非常勤運転手の業務について【効率性の視点】</p> <p>非常勤の運転手については、送迎以外の時間は車両の管理のほかに事務の補助をしているとのことであるが、運転以外の時間においても無駄が生じることのないよう、引き続き効果的な活用を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 4月17日</p> <p>非常勤の運転手については、定期的な車両管理（使用の都度の消毒含む）、またデイサービス事業の事務補助や備品の管理などを業務として担当し、送迎以外の時間も有効に活用しているが、改めて令和5年4月度の職員会議において共通認識とし、引き続き活用を図ることを確認した。</p>

【健康福祉部障害福祉課】

指 摘

特になし

意 見

特になし

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 指定管理者による適切な施設管理とその確認について【有効性の視点】</p> <p>四日市市社会福祉協議会は、障害者福祉センター以外の施設の指定管理も行っており、スムーズに業務を行うことができる一方で、市と指定管理者の間には適切な緊張感が保たれるべきである。業務が仕様書通りに適切に行われているかの確認を、所管課がいかに効率的に行うかということ意識しつつ、遺漏のないような形での指定管理業務の実施に、所管課・指定管理者双方で協力して取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 6月30日</p> <p>業務が仕様書通りに適切に行われているかは、指定管理者制度運用ガイドライン及び指定管理者モニタリングマニュアルの規定を再確認したうえで、引き続き毎月の業務報告書や毎年度の実績報告書、現場実査などにより確認した。また、所管課と指定管理者の定例的な連絡調整会議において、情報共有と必要な協議を行うほか、軽微な内容についても日常的に情報共有し、遺漏のないよう努めている。今後も、所管課・指定管理者双方で協力し、適切な施設管理に努めていく。</p>
<p>② 事業収支における実施計画と指定管理料の適切な算定について【経済性の視点・効率性の視点】</p> <p>令和3年度の事業の実施計画においては、支出が収入を上回っており、指定管理料では必要な経費を十分に賄えないような状態であると認識できる。実際に事業計画を立てる際には、真に必要な事業内容であるかを十分精査するとともに、必要な事業が行えるよう、適切な指定管理料の算定に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 7月31日</p> <p>指定管理料の算定は、過去実績をもとに必要な経費を算出することにより適切に行ってきたところである。令和3年度の事業計画において支出が過大となったのは、イベントや各種講座における情報保障として手話通訳及び要約筆記の関連経費を全ての回で計上したこと等によるものであり、聴覚障害者の参加がなかった回は不用となることから、今後は過去の参加状況を参考にした積算等に改めることとした。今後も引き続き適切な算定を行っていく。</p>
<p>③ 障害者福祉関係団体の活動場所の確保について【有効性の視点】</p> <p>障害者福祉関係団体からは、活動できる場所が少ないとの声を聞くことがある。コロナ禍で部屋の確保が難しくなったとのことであるが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う相談も増え、その対応も必要である。こうした団体の活動を支援するためにも、所管課と指定管理者は関係団体も含めて調整を行い、活動場所の確保に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 5年 2月 1日</p> <p>コロナ禍の対応に慣れ、団体活動を再開させる団体が多くなってきた。それぞれの活動に応じて活動拠点となる場所を提供している。令和5年度の予約に際しても、各団体からあがった利用希望について事前に団体との調整を図って、可能な限り希望に添えるよう活動場所の確保を行った。今後も団体活動の支援として、可能な限り各団体の希望に添いながら活動場所の提供を行っていく。</p>